

傷害入院給付金 給付金額表 (単位：円)

男性	入院開始日の契約年齢	女性
278,000	60歳 — 64歳	306,000
228,000	65歳 — 69歳	217,000
193,000	70歳	166,000
184,000	71歳	154,000
175,000	72歳	143,000
161,000	73歳	129,000
149,000	74歳	117,000
139,000	75歳	107,000
130,000	76歳	98,000
122,000	77歳	91,000
112,000	78歳	82,000
104,000	79歳	74,000
97,000	80歳	67,000
91,000	81歳	62,000
85,000	82歳	57,000
85,000	83歳	53,000
85,000	84歳	49,000
85,000	85歳	46,000
85,000	86歳	43,000
84,000	87歳	41,000
73,000	88歳	38,000
64,000	89歳	36,000
58,000	90歳	34,000
52,000	91歳	33,000
48,000	92歳	31,000
44,000	93歳	30,000
40,000	94歳	29,000
38,000	95歳	27,000
35,000	96歳	26,000
33,000	97歳	25,000
31,000	98歳	24,000
29,000	99歳	23,000
28,000	100歳	23,000

- ・被保険者が保険始期日以後に発生した不慮の事故*を原因とする傷害の治療を目的として、事故日を含め180日以内に継続5日以上入院（保険期間内に日本国内の病院または診療所）をした場合に、入院開始日が属する契約始期時点の年齢に応じ下記金額を一時金として支払います。
- ・1保険期間について80万円を支払限度とし、保険契約が更新された場合、最大10回までお支払いいたします。通算10回目の傷害入院給付金をお支払した時点でこの特約は終了します。
- ・傷害入院給付金の支払を受けた場合、その給付金支払の対象となった入院開始日から180日以内に開始した新たな傷害入院に対しては傷害入院給付金は支払いません。

※対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故で、平成21年3月23日 総務省告示第176号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

- 1.交通事故
- 2.転倒・転落
- 3.不慮の溺死及び溺水
- 4.不慮の窒息
- 5.煙、火災及び火災への曝露
- 6.有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露
- 7.その他の不慮の事故